

長谷川議員 要望項目一覧

平成30年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 島根原発の新規制基準適合性審査申請に係る中国電力の対応姿勢の是正及び立地自治体並みの安全協定の早急な締結について</p> <p>島根原発2号機及び3号機に係る原子力規制委員会への新規制基準適合性審査申請資料に不備が相次いでいることから、事業者の安全に対する認識の低さを感じざるを得ない状況である。島根原発から30キロメートル圏内の自治体を抱える県として、安全確保に係る事業者の緊張感の欠如を指摘し、事業者に猛省を促して頂きたい。</p> <p>また、立地自治体並みの安全協定締結を急ぐべきであり、島根原発2号機の審査結果が示される時点の一つの目途として、早急な安全協定締結を求める。</p>	<p>島根原発2号機及び3号機の審査資料に係る指摘については、米子市長及び境港市長と共に、11月7日に原子力安全対策プロジェクトチーム会議を開催し、中国電力に指摘された内容と対応方針について説明を求めるとともに、遺憾の意を伝え、審査への真摯な対応を求める。</p> <p>また、これまでも安全協定について立地自治体と同じ文言への改定を求めてきたところであるが、去る8月6日に島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性申請に係る事前報告に対して回答した際には、これまでの中国電力の対応は改められるべきとして、安全協定の改定を強く求めており、引き続き中国電力に対して改定を強く求めていく。</p>
<p>2 地域分散型電源の確立及び木質バイオマス発電の活用検討について</p> <p>北海道胆振東部地震に伴い発生した大規模停電（ブラックアウト）は、一極集中型の大規模電源への依存の弱点を露呈させた。このことから、地域分散型の電源確保体制を構築すべきと考えている。</p> <p>まずは、現在の本県への電力供給体制、電源比率等について県で検証を進め、その課題を明らかにしていただきたい。また、地域分散型電源の確保を進めるにあたっては、併せて再生可能エネルギーへの転換を進めるべきであると考え。再生可能エネルギーの中でも、特に、本県の豊かな森林資源を生かし、林業振興にも寄与する、木質バイオマス発電の利用について検証を進めていただきたい。</p>	<p>北海道では、ブラックアウトの発生源である苫東厚真火力発電所（道内最大の165万kW）が道内の発電規模（419万kW）の約4割であり、一施設に大きく依存していた。</p> <p>県で確認したところ、中国地方では、一施設に大きく依存していないことに加え、電源の種類や場所が分散している供給体制となっていることなどから、ブラックアウトが発生する可能性は低いとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大の柳井火力発電所（140万kW）で発電規模（1,035万kW）の約14% ・次いで、俣野川揚水（120万kW）、玉島火力（120万kW）、三隅火力（100万kW） <p>また、本県では地域分散型電源として期待される再生可能エネルギーによる電力自給率が平成29年度末で約36%に達し、国の約15%を大きく上回っており、一般家庭等で消費する電力量の100%を賄うことができる状況になり、電力の地産地消が着実に進んでいる。</p> <p>しかし、今回の北海道と同様の事態が起きないとは限らないため、地域分散型エネルギー社会の実現を目指し、木質バイオマス発電を含め、地域に密着した再生可能エネルギー導入の取組を中心に推進していく。</p> <p>木質バイオマス発電については、県西部、県東部で大規模バイオマス発電の導入に取り組んだ結果、燃料供給に伴う収入増、林業事業体での新たな雇用や設備投資などの効果が現れ、林業・木材産業の振興につながっている。</p> <p>また、果樹剪定枝のバイオマス燃料での利用が始まり、今まで用途が確立されていなかった果樹剪定枝の活用策の道筋をつけることができた。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3 米子・香港便の週3便化の定着と県内での旅客運送の課題解決について</p> <p>本年12月から来年3月までの間、米子・香港便が週3往復運航されることとなった。本県へのインバウンド観光振興等の面で好影響が期待できるこの週3往復化が恒常的なものとなるよう取り組みを進められたい。</p> <p>また、先頃、香港のEGLツアーズ社を訪問した際には、鳥取県内で利用する借上げ車両の運賃は、他地域と比べて高いとの意見があった。この状況を改善するため、運送事業者や関係機関を交えて改善策を協議していただきたい。</p>	<p>就航以来、切れ目なくPRし知名度を向上させるとともに、航空会社と連携した利用促進等により搭乗率を高め、その成果として増便した。</p> <p>今後も高い搭乗率を維持できるよう、現地でのプロモーションや旅行商品造成を継続して実施していく。香港以外にも周辺の深セン・広州・マカオ等や香港乗継で米子便の利用が可能なタイ等の地域からも誘客を促進し客層を厚くし路線の安定化を図る予定である。</p> <p>アウトバウンドに関しては、火曜日に便ができることにより日本人に人気のある3泊4日の旅行がしやすくなるため、旅行会社と連携して旅行商品を積極的にPRしていく。特にマカオは香港と橋で繋がりと、香港と広州は新幹線で繋がる等、香港を玄関として周辺地域に行き易くなった。香港・マカオ政府観光局や旅行会社等と連携し山陰両県で観光説明会を開催するなど利用促進を図る予定である。</p> <p>また、ツアーバスの料金（キロ制運賃、時間制運賃）は、国が地方運輸局管内ごとに規定しており、バス事業者が独自に定めているものではない。</p> <p>これらの運賃は、もともと県内にバス事業者・台数が少なく価格競争が生じにくかった過去の市場性を踏まえて設定してあるため、鳥取県のツアーバスの料金が他地域に比較して高くなっているが、国は、昨今の貸切バスツアー事故再発防止策としても運転手の労働環境の維持・改善に向けて、現在の地域ごとの設定運賃を下げることはできないとの見解を示している。</p> <p>こうした状況を打開するため、本県では、インバウンド向け貸切バスツアーのバス借上げ費用を一部助成して誘客に取り組んでいるところであり、今後も、ツアーを催行する海外旅行社に活用を働き掛けていく。</p> <p>【11月補正】</p> <p>国際航空便利用促進事業 8,614千円 東アジア市場誘客事業（香港関連） 5,000千円</p>
<p>4 旧優生保護法に基づく強制不妊手術被害者の調査状況及びその救済について</p> <p>旧優生保護法による強制不妊手術被害者に係る、現時点の調査結果について明示していただきたい。</p> <p>また、国においては、強制不妊手術被害の救済対象者を本人に限るべきか否か等、検討が進められているところだが、子供を授かることができなかつた夫婦の不幸を考えると、救済対象は本人に限られるべきでなく、配偶者も対象として救済されるべきであると考えている。このため、本県からも「人権先進県」として、救済対象の拡大について、国に対し意見を表明していただきたい。</p>	<p>県では、相談支援窓口を設置するとともに庁内ワーキングチームを設置し、被害者の早期救済に向けた情報収集のため、医療機関等関係機関へ資料の存否確認及び保全を依頼し、また県医師会、市町村等への協力要請、県職員OBへの聞き取り等を行ってきた。</p> <p>市町村等と協力して本人との面談等による具体的な聞き取りを行うよう取り組んでおり、併せて本件に係る調査を始めた県聴覚障害者協会とも協力して調査を行っているところである。</p> <p>＜被害者等の調査状況＞</p> <p>回答市町村：8市町村 物故者：6名 生存が判明した者：3名 窓口への相談件数：3件</p> <p>全国において配偶者を含めた訴訟も提訴される中、国においては現在、超党派議員連盟等により救済制度について対象者の範囲をはじめ認定方法、記録がない場合の判断など多くの課題のある中で詳細を検討中であるが、本県としても被害者の立場に寄り添って国に対して要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>5 住宅再建支援制度の改正の周知について</p> <p>鳥取県中部地震からの復興については、あらゆる面で施策が実施され復興が進んでいるところであり、県による取り組みに感謝する。このたび、住宅再建支援制度が改正され、住宅の改修が完了していない世帯でも住宅修繕支援金を受け取ることができることとされた。被災者の要望に寄り添った支援の実施に一步近づいたと考えている。今回の制度改正について申請者に周知を図り、理解が得られるよう丁寧に説明されたい。</p>	<p>平成30年10月に設定した被災者住宅等再建支援制度の申請期間及び完了期間を延長する経過措置等について、被災世帯に対して広く情報が行き渡るよう市町村と連携して周知に努めたい。</p>
<p>6 県外生徒の受入れ施策の拡充について</p> <p>県外からの生徒を受け入れるため、倉吉北高等学校の学生寮を活用する協定が締結された。この取り組みは、生徒減少が続く県内各校の存続や活性化にもつながり、ひいては地域の活性化にも寄与する取り組みであると評価したい。私立、公立の垣根にとらわれない、勇気ある英断であると考えている。</p> <p>このほかにも、下宿先家庭に対する補助制度が創設されたところであるが、県外からの生徒の受け入れ促進により、県内各校の存続や活性化につなげるため、入学しやすい環境整備に寄与するこれらの制度を拡充していただきたい。</p>	<p>県教育委員会では、高校の魅力化・活性化及び適正規模の維持を図るために、県外生徒の積極的募集を進めており、このたび、倉吉北高校の寮の活用や岩美高校における下宿先登録制度を導入した。</p> <p>引き続き、関係機関等と連携しながら、本県への転居を伴う県外生徒に対し、地域ごとの実情に合わせた住環境の整備を進めていく。</p>